

災害廃棄物対策東北ブロック協議会 設置要綱

(名称)

第 1 条 本会は、「災害廃棄物対策東北ブロック協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(平成 27 年 11 月)」(以下、「行動指針」という。)に定める地域ブロック協議会に相当し、対象地域は原則として東北ブロック(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の範囲をいう。)とし、行動指針に定める地域ブロック単位で行う事項の実施を目的とする。

(実施事項等)

第 3 条 協議会では、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 大規模災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- (2) 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携のための協議
- (3) 行動指針に定める地域ブロックでの行動計画の策定及び改訂
- (4) 各地方公共団体の災害廃棄物処理計画の策定推進及び災害廃棄物に関する人材育成
- (5) その他、協議会の構成員が必要とする事項等

(構成員等)

第 4 条 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。なお、各構成員が推薦する者等がオブザーバーとして出席することを妨げない。

2 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、構成員の互選によって定める。

3 会長は協議会を代表し、会務を統理する。

4 協議会の開催の際、会長が出席できないときは、当日の出席者から職務代理者を選任し、職務代理者のもとで議事を進行する。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、東北地方環境事務所資源循環課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する必要事項は、協議会に諮り定める。

附則 東北地方災害廃棄物連絡会設置要綱(平成 27 年 6 月 30 日制定)は、廃止する。

2 この要綱は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 11 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 1 月 24 日から施行する。

災害廃棄物対策東北ブロック協議会 構成員

(有識者)

東北大学大学院 環境科学研究科 吉岡 敏明 教授
岩手大学理工学部 システム創成工学科 大河原 正文 教授

(県)

青森県 環境エネルギー部 環境政策課
岩手県 環境生活部 資源循環推進課
宮城県 環境生活部 廃棄物対策課
秋田県 生活環境部 環境整備課
山形県 環境エネルギー部 循環型社会推進課
福島県 生活環境部 一般廃棄物課

(県庁所在市)

青森市 環境部 清掃管理課
盛岡市 環境部 廃棄物対策課
仙台市 環境局 資源循環企画課
秋田市 環境部 環境都市推進課
山形市 環境部 ごみ減量推進課
福島市 環境部 ごみ減量推進課

(中核市 (県庁所在市を除く。))

八戸市 市民環境部 環境政策課
郡山市 環境部 5 R 推進課
いわき市 生活環境部 資源循環推進課

(各県推薦市町村 (一部事務組合等を含む。))

各県から 1 団体ずつ、合計 6 団体 災害廃棄物所管課

(関係機関)

国土交通省 東北地方整備局 企画部 技術管理課
国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

(民間事業者団体)

一般社団法人青森県産業資源循環協会
一般社団法人岩手県産業資源循環協会
一般社団法人宮城県産業資源循環協会
一般社団法人秋田県産業資源循環協会
一般社団法人山形県産業資源循環協会
一般社団法人福島県産業資源循環協会
一般社団法人宮城県建設業協会
宮城県解体工事業協同組合

(事務局)

環境省 東北地方環境事務所 資源循環課